# 【表紙】

 【提出書類】
 有価証券届出書

 【提出先】
 関東財務局長

【提出日】 平成27年2月17日

 【会社名】
 コープケミカル株式会社

 【英訳名】
 CO-OP CHEMICAL CO., LTD.

 【代表者の役職氏名】
 取締役社長 小池 一平

【本店の所在の場所】 東京都千代田区一番町23番地3

【電話番号】 03(3230)0011(代表)

【事務連絡者氏名】総合企画部長田村洋一【最寄りの連絡場所】東京都千代田区一番町23番地3

【電話番号】 03(3230)0916

【事務連絡者氏名】 総合企画部長 田村 洋一

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 3,557,750,000円

 【安定操作に関する事項】
 該当事項はありません。

 【縦覧に供する場所】
 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

# 第一部【証券情報】

# 第1【募集要項】

# 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	33,250,000株	完全議決権株式であり、権利内容に特に制限のない当社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は1,000株です。

(注)1 平成27年2月17日(火)開催の取締役会決議によります。

2 振替機関の名称及び住所

名称:株式会社証券保管振替機構

住所:東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

# 2 【株式募集の方法及び条件】

## (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)	
株主割当	-	-	-	
その他の者に対する割当	33,250,000株	3,557,750,000	1,778,875,000	
一般募集	-	-	-	
計 (総発行株式)	33,250,000株	3,557,750,000	1,778,875,000	

- (注)1 第三者割当の方法によります。
  - 2 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

## (2)【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
107	53.5	1,000株	平成27年3月16日(月)	-	平成27年3月16日(月)

- (注) 1 本第三者割当増資においては、全株式を、全国農業協同組合連合会(以下「全農」といいます。)、農林中央金庫(以下「農林中金」といいます。)、共栄火災海上保険株式会社(以下「共栄火災」といいます。) 及び株式会社みずほ銀行(以下「みずほ銀行」といいます。)に割り当て、一般募集は行いません。
  - 2 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。
  - 3 申込み及び払込みの方法は、払込期日までに募集株式の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに後記払 込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
  - 4 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に割当予定先との間で募集株式の「総数引受契約」を締結しない場合は、募集株式に係る割当ては行われないことになります。

# (3)【申込取扱場所】

店名	所在地
コープケミカル株式会社 総務人事部	東京都千代田区一番町23番地3

# (4)【払込取扱場所】

( ) = =================================	
店名	所在地
農林中央金庫 本店	東京都千代田区有楽町一丁目13番 2 号

# 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

# 4【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)	
3,557,750,000	20,000,000	3,537,750,000	

- (注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
  - 2 本第三者割当増資に係る発行諸費用の内訳は、登録免許税費用として13百万円、登記費用、法定公告費用及びその他諸経費として、7百万円を予定しております。

## (2)【手取金の使途】

	具体的な使途	金額	支出予定時期
短期	期借入金等の返済	3,151百万円	平成27年3月~平成28年3月
(内訳)			
	短期借入金の返済	1,860百万円 平成27年3月~平成28年3	
	長期借入金の返済	1,291百万円	平成27年3月~平成28年3月
経該	営合理化に係る費用	386.75百万円	平成27年3月~平成27年9月
( F	为訳)		
老朽化施設に係る合理化対策費用		156.75百万円	平成27年3月~平成27年9月
早期退職に伴う退職金支払額		230百万円	平成27年3月末日

当社におきましては、同業他社に比べ、有利子負債の自己資本に対する比率が高いと認識しております。その利払いの負担の重さゆえに、各事業分野において相応の収益を上げながらも、戦略的な設備投資の実施や株主の皆様に対する配当還元が難しいという状況が続いております。また、肥料業界における競争環境が厳しさを増し、今後の更なる事業環境の変化に耐え得る会社であるためには、財務耐性を高め、競争力を維持・強化することが必要となります。したがって、上記差引手取概算額である3,537.75百万円の資金使途につきましては、まず、当社の次期事業年度(平成28年3月末まで)に弁済期の到来する、当社の短期借入金1,860百万円及び長期借入金1,291百万円の返済資金として充当いたします。

また、今後も当社が競争力を維持・強化していくためには、これまでも実施してきた経営合理化を一層踏み込んだ形で進めていく必要もあると考えております。したがって、 老朽化施設の合理化対策として、工場建屋や使用見込みのない施設・設備の撤去工事として156.75百万円、 早期退職に伴う退職金支払として230百万円に本第三者割当増資による調達資金を充当する予定です。

# 第2【売出要項】

該当事項はありません。

# 第3【第三者割当の場合の特記事項】

- 1【割当予定先の状況】
  - (1)割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係

# 全農

	名称	全国農業協同組合連合会	
	本店所在地	東京都千代田区大手町一丁目3番1号	
	代表者の役職及び氏名	経営管理委員会会長 中野 吉實	
	出資金	115,275百万円	
割当予定先の 概要	事業の内容	生活資材、生活用品の供給と共同利用施設の設置 農畜産物の運搬・加工・貯蔵又は販売 農業技術・農業経営向上のための教育 連合農業倉庫の経営 家畜市場の設置 運送事業 建築設計及び工事監理 海外の農協組織と提携した農業の開発協力	
	主たる出資者及びその出資比率	10%以上出資している出資者はおりません。	
	出資関係	全農は、当社の株式を7,146,000株(12.76%)保有しております。	
提出者と割当予定先との間	人事関係	当社の社外取締役及び社外監査役は、全農の従業員を兼務しており、その他全農から8名の従業員が当社に出向しております。	
の関係	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引関係	肥料製品の販売、商品・原材料の仕入取引があります。	

# 農林中金

長777-亚				
	名称	農林中央金庫		
	本店所在地	東京都千代田区有楽町一丁目13番 2 号		
	代表者の役職及び氏名	代表理事理事長 河野 良雄		
割当予定先の     概要	資本金	3,425,909百万円		
176.3	事業の内容	預金の受入、資金の貸付、手形の割引及び為替取引 債務の保証又は手形の引受その他の業務 その他上記に付随する業務		
	主たる出資者及びその出資比率	10%以上出資している出資者はおりません。		
	出資関係	農林中金は、当社株式を1,936,459株(3.46%)保有しております。		
提出者と割当	人事関係	該当事項はありません。		
予定先との間の関係	資金関係	当社は、農林中金から3,072,000,000円を借り入れております(平成26年3月末時点残高)。		
	技術又は取引関係	預金取引、借入等の取引があります。		

### 共栄火災

	名称	共栄火災海上保険株式会社	
	本店所在地	東京都港区新橋一丁目18番 6 号	
割当予定先の 概要	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 第73期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) 平成26年6月24日 関東財務局長に提出 半期報告書 第74期中 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日) 平成26年12月17日 関東財務局長に提出	
	出資関係	共栄火災は、当社株式を1,810,000株(3.23%)保有しておりま す。	
提出者と割当     予定先との間	人事関係	該当事項はありません。	
の関係	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引関係	役員賠償責任保険に関する取引があります。	

# みずほ銀行

	名称	株式会社みずほ銀行		
	本店所在地	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 5 号		
割当予定先の 概要	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 第12期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) 平成26年6月25日 関東財務局長に提出 半期報告書 第13期中 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日) 平成26年11月27日 関東財務局長に提出		
	出資関係	当社は、みずほ銀行の完全親会社である株式会社みずほフィナン シャルグループの株式を227,000株保有しております。		
提出者と割当	人事関係	該当事項はありません。		
予定先との間     の関係 	資金関係	当社は、みずほ銀行から1,139,000,000円を借り入れております (平成26年3月末時点残高)。		
	技術又は取引関係	預金取引、借入等の取引があります。		

# (2)割当予定先の選定理由

# 全農

全農は、農畜産物の流通・加工・販売から、農業に関する技術・経営に関する指導助言に至るまで、わが国の 農業及び食品産業を根底から支える組織であると同時に、生産者と消費者を安心で結ぶ懸け橋としての役割も 担っております。

当社は、これまで、全農とともに、肥料事業を主力とする農協系統の肥料メーカーとして成長・発展してまいりました。当社の販売高における全農向け販売実績は、平成25年3月期で78.7%、平成26年3月期で77.1%にのぼります。現時点においても、全農は、当社の筆頭株主の立場にありますが、肥料業界における競争環境が厳しさを増す中にあって、今後も当社の最大の取引先である全農との関係を維持・強化していくことは、競争上の優位性を保つために大変重要であると考えております。

更に、当社は、当社が今後も農業の成長産業化に貢献できる競争力のある会社として積極的な事業展開を推進していくためには、経営統合による事業基盤の抜本的な改善により、競争力の強化及び経営合理化を可及的速やかに実現することが、企業価値の持続的成長及び株主利益の拡大に必須との結論に達し、平成27年2月17日に開催した当社取締役会の決議に基づき、果樹・園芸用有機複合肥料に強みを有する片倉チッカリン株式会社(以下「片倉」といいます。)との間で、平成27年10月1日(予定)を効力発生日として両社が対等の精神に基づき合併し(以下「本合併」といいます。)、両社の経営を統合することについて、基本合意書を締結しております(本合併の詳細につきましては、平成27年2月17日付で提出しております臨時報告書をご参照ください。)。本

合併の相手方である片倉も、これまで全農との間で肥料の取引上の密接な関係を築いてきており、また、合併後の新会社が肥料製造を通じ農業の成長産業化に貢献できるような会社を目指すことを踏まえると、合併後の新会社においても引き続き、全農に当社の主要な株主としての立場を維持して頂くことが最善と判断しております。以上の理由から、全農を割当予定先としました。

#### 農林中金

農林中金は、大正12年に「産業組合中央金庫」として設立以来、農林水産業の協同組合等を会員とする協同組織の全国金融機関として、日本の農林水産業の発展に貢献し、もって国民経済の発展に資するという重要な社会的役割を担う組織であります。

農林中金は、当社の既存株主であるとともに、これまでも、当社は農林中金から融資等を受けてまいりました。今般、JAグループの一つである農林中金との関係を維持・強化することにより、今後も当社が積極的な事業展開を推進していくに当たり、農林中金を含むJAグループとの間の連携を期待することができ、このことは合併後の新会社においても妥当すると考えております。

以上の理由から、農林中金を割当予定先としました。

### 共栄火災

共栄火災は、農林水産業協同組合をはじめとする各種協同組合・協同組織の前身である産業組合により農山漁村への保険普及を目指して昭和17年に設立された会社であり、全国共済農業協同組合連合会を筆頭株主とする、 損害保険会社であります。

共栄火災は、当社の既存株主であるとともに、これまでも、当社は、共栄火災との間で保険取引を行ってまいりました。農林中金と同様、JAグループの一員である共栄火災との関係を維持・強化することにより、今後も当社が積極的な事業展開を推進していくに当たり、共栄火災を含むJAグループとの間の連携を期待することができ、このことは合併後の新会社においても妥当すると考えております。

以上の理由から、共栄火災を割当予定先としました。

### みずほ銀行

みずほ銀行は、当社の主要取引金融機関の一つであり、これまでも、当社はみずほ銀行から融資等を受けてまいりましたが、みずほ銀行は、平成25年8月に全農、農林中金とともに、日本の農業・食品関連産業の競争力強化に向けた研究会に参画し、日本の農業・食品関連産業の支援に対して積極的な取り組みを開始していると承知しております。JAグループとも関係が深く、農業・食品関連産業の支援を強化している同行との関係を維持・強化することにより、今後も当社が積極的な事業展開を推進していくに当たり、みずほ銀行との連携を期待することができ、このことは合併後の新会社においても妥当すると考えております。

以上の理由から、みずほ銀行を割当予定先としました。

## (3)割り当てようとする株式の数

# 全農

当社普通株式 31,450,000株

# 農林中金

当社普通株式 900,000株

共栄火災

当社普通株式 450,000株

みずほ銀行

当社普通株式 450,000株

## (4) 株券等の保有方針

いずれの割当予定先についても、割り当てる当社普通株式の保有方針については、中長期の保有方針である旨の 説明を受けております。なお、当社は、各割当予定先より、本第三者割当増資の払込期日から2年以内に当社普通 株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に報告すること、並びに当社が当該報告内容を株式会社 東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)に報告すること及び当該報告内容が公衆縦覧に供される ことに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

## (5) 払込みに要する資金等の状況

いずれの割当予定先についても、資金の調達手段が自己資金によるものであることを口頭で確認しております。 全農については、全農の平成25年度財務諸表により、取扱高、総資産額等の状況を確認し、現預金の保有状況等 についてヒアリングを実施した結果、本第三者割当増資に係る払込みに必要な自己資金を保有しているものと判断 しております。

農林中金については、農林中金の「平成26年3月期決算概況について」(平成26年5月22日公表)及び「平成27年3月期第3四半期決算状況概要について」(平成27年2月5日公表)に記載されている資金運用収益、総資産、純資産、現金及び預金等の状況を確認した結果、本第三者割当増資に係る払込みに必要な自己資金を保有しているものと判断しております。

共栄火災については、共栄火災の第73期有価証券報告書(平成26年6月24日提出)及び第74期半期報告書(平成26年12月17日提出)に記載されている正味収入保険料、総資産、純資産、現金及び預金等の状況を確認した結果、本第三者割当増資に係る払込みに必要な自己資金を保有しているものと判断しております。

みずほ銀行については、みずほ銀行の第12期有価証券報告書(平成26年6月25日提出)及び第13期半期報告書 (平成26年11月27日提出)に記載されている資金運用収益、総資産、純資産、現金及び預金等の状況を確認した結 果、本第三者割当増資に係る払込みに必要な自己資金を保有しているものと判断しております。

### (6)割当予定先の実態

全農については、全農が「反社会的勢力への対応基本方針」及び「反社会的勢力に対する対応マニュアル」を定めて、反社会的勢力に対して組織全体としての対応を図っていること、反社会的勢力と一切の関係を遮断していること等を、全農から当該資料を入手して確認することにより、当社は、全農及び全農の役員が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他犯罪行為を行うことにより経済利益を享受しようとする個人、法人、その他の団体(以下「特定団体等」といいます。)に該当しない及び特定団体等と一切関係がないと判断しております。

農林中金については、農林中金が農林中央金庫法に基づき農林水産省及び金融庁の監督及び規制を受けていることに加え、2014年版ディスクロージャー誌により、企業倫理及び法令などの遵守、適切なリスク管理その他業務執行の適正性を確保するための内部統制に関する基本方針を制定して、反社会的勢力に対して確固たる信念をもって排除の姿勢を堅持していること等を確認することにより、当社は、農林中金及び農林中金の役員が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他犯罪行為を行うことにより経済利益を享受しようとする特定団体等に該当しない及び特定団体等と一切関係がないと判断しております。

共栄火災については、共栄火災が保険業法に基づき金融庁の監督及び規制を受けていることに加え、ディスクロージャー誌「共栄火災の現状2014」により、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、「反社会的勢力による被害を防止するための基本方針」に基づき断固とした姿勢で臨み、警察、弁護士等とも連動し毅然とした姿勢で組織的に対応していること等を確認しております。また、長年にわたる取引関係の過程で取引の都度、契約書等において共栄火災が反社会的勢力とは一切関係を有していない旨を確認することにより、当社は、共栄火災及び共栄火災の役員又は主要株主が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他犯罪行為を行うことにより経済利益を享受しようとする特定団体等に該当しない及び特定団体等と一切関係がないと判断しております。

みずほ銀行については、みずほ銀行が銀行法に基づき金融庁の監督及び規制を受けていることに加え、その完全 親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループが東京証券取引所に提出した平成26年11月14日付「コーポ レート・ガバナンスに関する報告書」のうち「内部統制システム等に関する事項」において公表されている、みず ほ銀行を含むグループとしての反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況等の内容の記載等か ら、当社は、みずほ銀行及びみずほ銀行の役員又は主要株主が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他犯罪行為 を行うことにより経済利益を享受しようとする特定団体等に該当しない及び特定団体等と一切関係がないと判断し ております。

なお、当社は各割当先が反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を東京証券取引所に提出しております。

# 2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

# 3【発行条件に関する事項】

# (1)発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

発行価格につきましては、割当予定先である全農、農林中金、共栄火災及びみずほ銀行との協議により、本第三者割当増資に係る新株式発行の当社取締役会決議の直前日である平成27年2月16日の東京証券取引所における当社株価の終値と同額である金107円といたしました。

なお、当該価格は東京証券取引所における当社株式の当社取締役会決議の直前日から 1 ヶ月遡った期間(平成27年1月17日~2月16日)の終値の単純平均値である107.15円に対しては0.14%のディスカウント、直前日から 3 ヶ月遡った期間(平成26年11月17日~平成27年2月16日)の終値の単純平均値である107.41円に対しては0.38%のディスカウント、直前日から 6 ヶ月遡った期間(平成26年8月17日~平成27年2月16日)の終値の単純平均値である108.63円に対しては1.50%のディスカウントを行った金額となっております。

発行価格については、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱に関する指針」(平成22年4月1日付)では、第三者割当により株式の発行を行う場合には、その払込金額は、原則として株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価格(直前日における売買がない場合は、当該直前日から遡った直近日の価格)に0.9を乗じた額以上の価格であることとされているところ、本第三者割当増資における当該価格は当社取締役会決議の直前日の株価と同額であり、当該指針にも準拠しております。

当社といたしましては、当該価格は合理的で有利発行に当たらないと判断しており、本第三者割当増資に係る取締役会に出席した当社の監査役2名全員が、上記指針に準拠するものであり、特に有利な払込金額には該当せず、適法である旨の意見を表明しております。

したがって、当社といたしましては、当該価格は、特に有利な払込金額には該当しないものと判断しております。

# (2)発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資により発行する新株式は、33,250,000株であり、当社の発行済株式総数(56,000,000株)の59.38%(小数点以下第三位を四捨五入)、当社の総議決権個数(55,830個)の59.56%(小数点以下第三位を四捨五入)に当たります。

しかしながら、当社は、後記「6(1)大規模な第三者割当を行うこととした理由 募集の目的」に記載した とおり、同業他社に比べ有利子負債の自己資本に対する比率が高いところ、今般の増資金により有利子負債を削減 し、一層の経営合理化を促進することにより、利払い負担を軽減し、営業キャッシュ・フローを投資や株主配当に 振り向けることが可能となるとともに、厳しい競争環境の中にあって、自己資本比率を高めることにより財務耐性 を高め、競争力を維持することが可能となり、ひいては当社の企業価値の最大化を図ることができるものと判断し ております。また、後記「6(1)大規模な第三者割当を行うこととした理由 募集の目的 財務上の目 的」のとおり、当社の財務基盤の改善は、当社が今後、積極的な事業展開を推進していくために必要となる同業他 者との経営統合のための必須の前提条件となると考えております。更に、後記「6(1)大規模な第三者割当を行う 募集の目的 事業上の目的」のとおり、本第三者割当増資のもう一つの目的は、当社の 最大の取引先である全農等との関係を維持・強化することにあります。肥料業界における競争環境が厳しさを増す 中にあって、競争上の優位性を保つために、全農等との関係を維持・強化する必要があることは、合併後の新会社 においても妥当するものと考えております。

このような本第三者割当増資の目的、特に、当社における有利子負債の削減の必要性に鑑みると、金融機関等からの借入れや社債の発行では、本第三者割当増資の目的を達成することができず、また、公募増資、株主割当又は新株予約権によるライツ・オファリングといった方法とは異なり、全農等を割当先とする本第三者割当増資は、全農等との一層の関係強化による競争力の維持・強化を実現させ、財務基盤の改善も可能とするものであることから、本第三者割当増資の規模及び希薄化率は合理的であり、当社及び株主の皆様への影響という観点からみて相当であると判断しております。

また、本第三者割当増資における発行価格は、当社の平成27年2月16日の市場株価(終値)と同額であり、当社株式の1株当たりの経済的価値への影響を考慮しても相当であると考えております。

以上より、当社取締役会は、本第三者割当増資により、当社普通株式につき1株当たりの議決権比率が希薄化するものの、有利子負債の削減及び経営合理化が実現すると同時に、全農等との関係強化によって収益拡大と財務基盤の強化が達成され、当社の企業価値の向上、更には株主の皆様にとっての利益向上に資すると考えられるため、本第三者割当増資は、当社の企業価値の向上及び株主価値の向上に不可欠かつ相当であると判断しております。

なお、本第三者割当増資について、当社取締役のうち天野徹夫氏は、全農本所肥料農薬部長を兼務しており、利益相反の疑いを回避する観点から、上記の当社取締役会の審議及び決議には参加しておりません。また、当社監査役のうち山崎裕司氏は、全農本所グループ会社統括部審査役を兼務しているため、同様の理由から、上記当社取締役会の審議には参加しておりません。

# 4【大規模な第三者割当に関する事項】

本第三者割当増資に係る株式の発行によって増加する当社の普通株式の数33,250,000株に係る議決権の数は33,250 個であります。よって、本第三者割当増資に係る株式が発行された場合の本資金調達による希薄化率は、平成26年9月30日現在の当社普通株式の発行済株式総数56,000,000株に対し59.38%(平成26年9月30日現在の議決権総数55,830個に対し59.56%)であり、25%以上となります。

したがって、本第三者割当増資は、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当します。

# 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所 有議決権数 の割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対決を 議決権数の 割合
全国農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町一丁目3番1号	7,146,000	12.80%	38,596,000	43.33%
ラサ工業株式会社	東京都中央区京橋一丁目1番1 号	5,000,000	8.96%	5,000,000	5.61%
三菱レイヨン株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 1 号	5,000,000	8.96%	5,000,000	5.61%
三菱瓦斯化学株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 5 番 2 号	4,956,000	8.88%	4,956,000	5.56%
農林中央金庫	東京都千代田区有楽町一丁目13 番2号	1,936,459	3.47%	2,836,459	3.18%
共栄火災海上保険株式会社	東京都港区新橋一丁目18番6号	1,810,000	3.24%	2,260,000	2.54%
三菱化学株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 1 号	1,700,000	3.05%	1,700,000	1.91%
朝日工業株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222	1,000,000	1.79%	1,000,000	1.12%
日本マタイ株式会社	東京都台東区元浅草二丁目6番7号	989,500	1.77%	989,500	1.11%
全農グリーンリソース株式会社	東京都千代田区神田小川町一丁 目10番地	924,000	1.66%	924,000	1.04%
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 5 号	-	-	450,000	0.51%
計	-	30,461,959	54.56%	63,711,959	71.52%

- (注)1 平成26年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しています。
  - 2 総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第三位を四捨五入しております。
  - 3 割当後の総議決権数に対する所有権議決権数の割合は、平成26年9月30日現在の総議決権数に、本第三者割 当増資により増加する議決権数(33,250個)を加えて算出した数値であります。

# 6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由

### 募集の目的

当社は、昭和13年に朝日化学工業株式会社として創業を開始して以来、時代のニーズに対応した製品を市場に送り出すことを当社の使命として、化成肥料をはじめ、土壌に優しい有機肥料、即効性の液肥、良質の苗を育成する園芸用培土など、様々なニーズに応じた農業資材を我が国の食生活を支える農家の皆様に安心・満足してお使い頂けるよう提供してまいりました。

しかしながら、当社の主力分野である肥料業界は、 農地面積の減少、少子高齢化、人口減少による肥料需要の縮小、 施肥コスト抑制運動の展開、 肥料需要の減少に伴う国内企業間競争の激化、 マーケットのグローバル化に伴う海外肥料メーカーとの競争の激化等により、厳しい環境にあります。

このような環境において、当社は、平成24年度を初年度とする中期3カ年経営計画「バリュー26計画」に基づき、徹底した経営合理化と業績の向上に取り組んでまいりました。その結果、平成25年度においては、肥料事業・化成品事業・その他事業の各分野において増収するという一定の成果を得ることができておりますが、利払い負担が過重である等の影響により、株主の皆様に配当を実施することができる状況に至っておりません。

このような中、当社は、今般、以下のとおり、有利子負債の削減等による財務基盤の強化という財務上の目的、及び関係取引先との関係の維持・強化という事業上の目的を達成するため、全農等に対して第三者割当の方法により当社普通株式を発行することといたしました。

#### i 財務上の目的

当社は、同業他社に比べ有利子負債の自己資本に対する比率が高いものと認識しております。このことは、当社の収益を戦略的・発展的な投資に使用し、株主の皆様への配当を実施することが難しい状況にしております。

今般の増資金により有利子負債を削減することで、利払い負担を軽減し、営業キャッシュ・フローを戦略的投資や株主配当に振り向けることが可能となります。

今後、業界における競争環境が厳しさを増す中にあって、自己資本比率を高めることにより財務耐性を高めることは、競争力を維持するために必要であると考えております。また、当社の競争力を維持し、強化するためには、中期3カ年経営計画において進めてきた経営合理化をより踏み込んで実施し、財務体質の更なる健全化を図ることも重要であります。

更に、先に述べたとおり、今後、当社が持続的に発展していくためには、本合併に限らず、同業他社との合併が最有力の選択肢であると考えておりますが、その前提としても、同業他社に比し高い有利子負債比率を減少させ、経営合理化を一層推し進めることにより健全な財務体質を維持することは、合併成立のための必須の前提条件となるものと考えております。

#### 事業上の目的

また、本第三者割当増資のもう一つの目的は、全農等との関係の維持・強化にあります。上記「1(2)割当予定先の選定理由」に記載のとおり、当社は、創業以来、農協系統の肥料メーカーとして事業を展開してきており、当社の販売高における全農向け販売実績は、平成25年3月期で78.7%、平成26年3月期で77.1%にのぼります。現時点においても、全農は、当社の筆頭株主の立場にありますが、肥料業界における競争環境が厳しさを増す中にあって、今後も当社の最大の取引先である全農との関係を維持・強化していくことは、競争上の優位性を保つために必要であると考えております。その他の割当先である農林中金等につきましても、当社がこれら三社との関係を維持・強化することにより、今後も当社の財務基盤を強固なものにするための協力を期待できると考えております。

なお、本合併の相手方である片倉も、これまで全農との間で肥料の取引上の密接な関係を築いてきており、また、合併後の新会社が肥料製造を通じ農業の成長産業化に貢献できるような会社を目指すことを踏まえると、合併後の新会社においても引き続き、全農に当社の主要な株主としての立場を維持していただくことが最善と判断しております。

### 第三者割当の方法を選択した理由

資金調達の方法といたしましては、第三者割当増資以外にも方法がありますが、本第三者割当増資の目的、特に当社における有利子負債の削減の必要性に鑑みると、負債性の資金調達、すなわち借入れ又は社債の発行による資金調達ではその目的を達成することは困難であると判断いたしました。また、増資による資金調達の方法といたしましても、第三者割当のほかに、公募増資、株主割当又は新株予約権による方法がございますが、本第三者割当増資は、当社とJAグループ等との一層の関係強化による競争力の維持・強化を可能とするものであるのに対し、特定の者との提携関係を必ずしも前提としない公募増資や株主割当といった方法には馴染むものではないと考えております。また、当社の財務状況を早期に改善し、利払い負担を早期に軽減する目的に鑑みれば、新株予約権の発行及び段階的な行使による資金調達は適切ではないと判断いたしました。

## (2) 大規模な第三者割当による既存の株主への影響

本第三者割当増資により発行する新株式は、33,250,000株であり、当社の発行済株式総数(56,000,000株)の59.38%(小数点以下第三位を四捨五入)、当社の総議決権個数(55,830個)の59.56%(小数点以下第三位を四捨五入)に当たります。

しかしながら、当社は、上記「3(2)発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」の記載のとおり、本第三者割当増資は、既存の株主の皆様を含め当社株主価値の向上に不可欠であり、既存の株主の皆様への影響という観点からみても相当であると判断しております。

## (3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本第三者割当増資により、当社株式は、59.38%(小数点以下第三位を四捨五入)の希薄化が生じることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に従い、経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手を行うことといたしました。

当社は、過去において当社及び割当予定先と人的関係、取引関係及び出資関係のない独立した者として、当社社 外取締役である坂田学氏及び酒井幸男氏並びに弁護士松田昇氏を選定し、当該3名を構成員とする第三者委員会 (委員長:酒井幸男氏、以下「本第三者委員会」といいます。)に対して、本第三者割当増資による新株式の発行 を実施することの必要性及び相当性について意見を諮問し、当社取締役会に対して意見を答申することを委嘱しました。

当社は、本第三者委員会に対して、現状における財政状態や経営成績及びその見込み、本第三者割当増資に係る 募集株式発行の目的及び理由(割当予定先の選定理由、第三者割当の方法による理由や他の資金調達手段との比較 を含みます。)、払込金額算定の根拠、調達資金の使途、発行数量及び株式の希薄化の規模、募集後の大株主及び 持株比率並びにその他必要と思われる事項と、各委員それぞれからの質問事項に関して説明を行い、本第三者委員 会はこれを踏まえて慎重に検討を行いました。

その結果、本第三者委員会は、概要以下のとおり、平成27年2月16日付の意見書において述べております。

### (本第三者委員会の意見の概要)

#### (1) 結論

本第三者割当増資による資金調達については、その必要性及び相当性が認められる。

#### (2)検討

#### ア 必要性について

貴社によれば、本第三者割当増資の目的は、 財務面での目的として、貴社の有利子負債を削減すること等を通じ、貴社の財務基盤を強化すること、及び、 事業面での目的として、貴社が今後のマーケットにおいて事業面・金融面での競争優位性を保つために、本第三者割当増資によってJAグループあるいは農業に関連の深い金融会社である主要な取引先との関係をより強固にすることが挙げられている。また、上記 の財務基盤の強化は、貴社の経営合理化と競争力維持のため、今後速やかに必要となる同業他社との経営統合の前提としても必要とされている。

この点、貴社が属する我が国の肥料業界は、農地面積の減少、施肥コストの抑制傾向や減肥志向の高まりを背景として、国内需要が減少しており、この傾向は、今後の少子高齢化と人口の減少、またマーケットへの海外メーカーの参入等に伴い、更に拍車がかかるものと予測される。そして、縮小するマーケットの中で、貴社は同業他社に比べ有利子負債の比率が高く、競争圧力に対する財務耐性に乏しいと考えられるところ、貴社が財務基盤の強化に加え、経営統合による競争力の強化及び経営の合理化を主要な生き残り戦略とすること自体は首肯し得るものといえ、この観点から見た場合に、同業他社に比し高い貴社の有利子負債比率、及びこれに関連して貴社が株主配当を比較的長期にわたり実施していない状況を、財務基盤の強化を通じ改善することは、来るべき経営統合の実現可能性を確実なものとするために必要と認められる。加えて、貴社が全農、及びJAグループないし農業に関連性の深い主力取引先との関係性を深めておくことは、農協系統の肥料メーカーであり、全農が最大の取引先である貴社にとって、その事業面・金融面の経営安定性を維持するために必要なものといえるし、この点は、上記他社との経営統合の場合において尚更妥当するものと考えられる。

そして、本第三者割当増資の払込金は、()貴社の次期事業年度(平成28年3月末まで)に弁済期の到来する、貴社の短期借入金等の返済資金31億5,100万円、()貴社が経営合理化策として平成27年3月に実施する早期退職に必要な支払金2億3,000万円、及び()老朽化施設の合理化対策費用1億5,675万円(合計35億3,775万円)に充当される予定とされている。

以上に照らせば、本第三者割当増資に係る資金調達がなければ、当社の持続可能な将来展望を描くことは 困難といわざるを得ず、翻って、かかる資金調達により貴社の中長期的展望が開かれ、企業価値の向上にも つながるものといえる。したがって本第三者割当増資には必要性が認められる。

### イ 相当性について

### (1) 払込金額が「特に有利な金額」でないこと

「特に有利な金額」(会社法第199条第3項)とは、公正な発行価格と比較して特に低い価格をいい、公正な発行価格とは、新株の発行により企図される資金調達の目的が達せられる限度で、旧株主に最も有利な価格であるとされる。この点、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」によれば、「払込金額は、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価格(直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直近日の価格)に0.9を乗じた額以上の価格であること。ただし、直近日又は直前日までの価格又は売買高の状況等を勘案し、当該決議の日から払込金額を決定するために適当な期間(最長6か月)をさかのぼった日から当該決議の直前日までの間の平均の価格に0.9を乗じた額以上の価格とすることができる」としており、一般的にかかる指針の範囲内の払込金額であれば、「特に有利な金額」には該当しないと考えられる。

本第三者割当増資による本株式の払込金額は、本第三者割当増資に係る取締役会決議の前営業日の貴社株式の終値と同額であり、また、かかる金額は、当該取締役会決議の直前1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値の平均と比較しても、当該平均額に0.9を乗じた額以上の価格である。

したがって、本第三者割当増資は、上記日本証券業協会の指針の範囲内で行われるものであり、本第三者割当増資の払込金額は、「特に有利な金額」とはいえない。

# (2) 発行方法の相当性(他の資金調達手段との比較)

前記の本第三者割当増資の必要性、特に有利子負債の削減の必要性に鑑みると、負債性の資金調達、すなわち借入れ又は社債の発行では、その目的を達成することは困難である。

また、貴社が平成21年に株主配当を実施して以来、株主配当を実施していないこと、払込金が主に有利子負債の償還に使われることに鑑みると、公募増資及び株主割当てによる資金調達は現実的に困難と考えられるし、本第三者割当増資が、貴社とJAグループあるいは農業に関連の深い金融会社である主要な取引先との関係をより強固にすることをも目的とする以上、特定の者との提携関係を必ずしも前提としない、公募増資や株主割当てといった方法は馴染まないといえる。また、貴社の財務状況を早期に改善する必要性に鑑みれば、新株予約権の発行及び段階的な行使による資金調達も適切とはいえない。

以上より、第三者割当増資に比して希薄化を伴わない他の資金調達手段によることは困難と考える。そして、本第三者割当増資により、貴社株式には一定の希薄化が生ずるものの、増資の必要性、並びにこれが貴社の中長期的な企業価値の向上及びこれを通じた既存株主の利益に資すること等を踏まえれば、かかる希薄化の規模は合理的な範囲のものと判断する。

#### (3)割当先の相当性

貴社はいわゆる農協系統の肥料メーカーであって、現時点においても全農が12.7%の筆頭株主であるのみならず、貴社の販売高における全農向けの販売実績の割合は、平成25年3月期で78.7%、平成26年3月期で77.1%にのぼる。今後、縮小が予想されるマーケットにおいて合併による競争優位性を確保するという貴社の競争戦略に照らすと、全農との資本関係を本第三者割当増資によってより強固なものとし、主要株主として一定の持株比率を保持してもらうことは、貴社の事業展開上極めて重要であって、事業の安定的伸張や社会的信用・信頼の増大等に資すると思料され、今後の企業価値ひいては株主価値の向上にも有益と思われる。そしてこれは、今後予想される他社との合併後も妥当するものといえる。

同様に、農林中央金庫はJAグループの金融機能を担う系統金融機関であること、共栄火災海上保険株式会社も、JAグループとの資本上・取引上の関係性が深い損害保険会社であること、株式会社みずほ銀行は全農及び農林中央金庫と共に平成25年8月に「"食と農の競争力強化"に向けた研究会」に参画し、我が国の農業・食品関連産業の競争力強化に向けた金融面での支援に力を入れている貴社の主力取引金融機関であることに照らせば、いずれも相対的に少額とはいえ、これら三社との資本関係を強化することは、貴社の今後の資金調達可能性を含む、金融面での基盤強化に資するものといえる。

以上より、本第三者割当増資における割当先の選定には相当性があるものと考える。なお、割当先はいずれも、払込金に係る資金の調達について、十分な財務基盤を有しているものと認められる。

### ウ 結論

以上よりすれば、本第三者割当増資には必要性が認められ、その払込金額、発行方法及び割当先の選定等 はいずれも相当である。

以上のとおり、本第三者委員会からは、本第三者割当増資につき必要性及び相当性が認められるとの意見が得られております。

そして、平成27年2月17日開催の当社取締役会において、本第三者委員会の上記意見を参考に充分に討議・検討した結果、既存株主の皆様への影響を勘案しましても、本第三者割当増資の発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断いたしました。

- 7【株式併合等の予定の有無及び内容】 該当事項はありません。
- 8 【その他参考になる事項】 該当事項はありません。

# 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

# 第二部【公開買付けに関する情報】

# 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

# 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

# 第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

# 第三部【追完情報】

# 第1「事業等のリスクについて]

「第四部 組込情報」に掲げた第103期有価証券報告書及び第104期第3四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成27年2月17日)現在までの間において生じた変更、その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在においても変更の必要はないと判断しております。

## 第2「臨時報告書の提出]

「第四部 組込情報」に掲げた有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日現在までに、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

## (平成26年7月2日提出臨時報告書)

### 1 提出理由

平成26年6月27日開催の当社第103回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

# 2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日 平成26年6月27日

## (2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役10名選任の件

取締役として、小池一平、濱健一、中澤登、三竿育雄、佐藤満明、藤塚弘、大澤昌弘、天野徹夫、坂田学、酒井幸男を選任する。

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、阪本清を選任する。

第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

	決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 ( 賛成の割合 )
第1号議案						
小池	$-\Psi$	41,870	1,343	0	(注)1	可決 (96.87%)
濱の健	<b>!</b> —	42,387	826	0	(注)1	可決 (98.07%)
中澤	登	42,387	826	0	(注)1	可決 (98.07%)
三竿	育雄	42,322	891	0	(注)1	可決 (97.92%)
佐藤	満明	42,387	826	0	(注)1	可決 (98.07%)
藤塚	丛	42,422	791	0	(注)1	可決 (98.15%)
大澤	昌弘	42,778	435	0	(注)1	可決 (98.97%)
天野	徹夫	41,067	2,146	0	(注)1	可決 (95.01%)
坂田	学	42,421	792	0	(注)1	可決 (98.14%)
酒井	幸男	42,852	361	0	(注)1	可決 (99.14%)
第 2 号議案						
阪本	清	42,594	619	0	(注)1	可決 (98.54%)
第3号議	 [案	40,218	2,995	0	(注)2	可決 (93.05%)

- (注) 1.第1号議案、第2号議案が可決されるための要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の 1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。
  - 2.第3号議案が可決されるための要件は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。
  - (4)議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由 事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により、各決議事項 が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため議決権の一部を集計しておりません。

# (平成26年11月28日提出臨時報告書)

# 1 提出理由

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生 いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第 12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2 報告内容

1. 当該事象の発生年月日 平成26年11月27日(契約締結日)

# 2. 当該事象の内容

当社が保有する投資有価証券の一部を売却したことにより、平成27年3月期の個別決算及び連結決算において投資有価証券売却益が発生することとなりました。

3. 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象の発生により、平成27年3月期において、下記のとおり投資有価証券売却益を特別利益として計上 いたします。

個別

投資有価証券売却益 400百万円

連結

投資有価証券売却益 400百万円

### (平成27年2月17日提出臨時報告書)

## 1 提出理由

当社は平成27年2月17日に開催した取締役会の決議に基づき、平成27年10月1日(予定)を効力発生日として 片倉チッカリン株式会社(以下「片倉」といいます。)と対等の精神に基づき合併し(以下「本合併」といいま す。)、両社の経営を統合することについて、基本合意書を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5 第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3の規定に基づき、本報告書を提出するも のであります。

## 2 報告内容

(1) 本合併の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

・商号 片倉チッカリン株式会社

・本店の所在地 東京都千代田区九段北一丁目13番5号

・代表者の氏名 代表取締役社長 野村 豊

・資本金の額 3,549百万円

・純資産の額 (連結)11,400百万円(平成26年3月末日現在)

(単体)11,563百万円(平成26年3月末日現在)

・総資産の額 (連結)21,174百万円(平成26年3月末日現在)

(単体)20,258百万円(平成26年3月末日現在)

・事業の内容・肥料事業

・飼料事業

・不動産事業

・化粧品事業

・その他事業

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益 (連結)

( ~ m )			
事業年度	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
売上高(百万円)	19,938	20,389	21,959
営業利益 (百万円)	775	646	929
経常利益(百万円)	834	675	985
当期純利益(百万円)	184	424	531

## (単体)

事業年度	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年 3 月期
売上高(百万円)	18,534	18,350	19,926
営業利益(百万円)	723	671	923
経常利益(百万円)	798	687	994
当期純利益(百万円)	171	406	539

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合(平成26年9月30日現在)

・丸紅株式会社25.00%・農林中央金庫4.40%・株式会社みずほ銀行4.32%・三菱商事株式会社4.06%・株式会社りそな銀行3.15%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

- ・資本関係 当社と片倉との間には、特筆すべき資本関係はありません。
- ・人的関係 当社と片倉との間には、特筆すべき人的関係はありません。
- ・取引関係 当社は、片倉に対して、化成品を販売しております(平成26年3月期実績27百万円)。

# (2) 本合併の目的

### 本合併の目的

本合併は、米麦向け化成肥料を得意とする当社と、果樹・園芸用有機複合肥料を得意とする片倉との合併であり、これにより、全ての営農類型をカバーする日本最大の肥料会社が誕生いたします。

両社は、本合併により、それぞれ培ってきた優れた製品品質、技術力、製品開発力、原材料調達力、生産力を強化するとともに、双方の販売拠点と取扱品目を拡大し、事業及び開発における領域を広げることで、お客様である生産者様のニーズへの対応力を強化してまいります。また、本合併後の新会社においては、管理部門における重複機能の排除、生産品目の精査・見直しによる工場稼働率の向上、IT関連コストの見直しなどにより経営効率を高め、生産コストを引き下げることにより競争力を高めてまいります。これら両社の経営資源・資産の融合による相乗効果を追求し、肥料市場において業界最高の競争力を実現し、日本最大の売上規模に加えて、国内最高峰の品質・技術力・開発力等を備えた名実ともに国内トップクラスの肥料メーカーに発展することを目指してまいります。

新会社は、農業生産の基幹資材である肥料製造を通じ、お客様の発展に貢献するとともに、農業の成長産業化に貢献できる競争力のある会社として積極的な事業展開を推進し、株主価値の実現、企業価値の向上、並びに、日本の農業及び経済の発展と、豊かな社会の創造に寄与してまいります。

### 本合併の背景

当社は、昭和13年に朝日化学工業株式会社として創業を開始して以来、国内トップ肥料メーカーとして、時代のニーズに対応した製品を市場に送り出すことを使命として、化成肥料をはじめ、土壌に優しい有機肥料、即効性の液肥、良質の苗を育成する園芸用培土など、様々なニーズに応えた農業資材を我が国の食生活を支える農家の皆様に安心・満足してお使いいただけるよう提供してまいりました。

しかしながら、現在、当社の主力分野である肥料業界は、 農地面積の減少、少子高齢化、人口減少による肥料需要の縮小、 施肥コスト抑制運動の展開、 肥料需要の減少に伴う国内企業間競争の激化、 マーケットのグローバル化に伴う海外肥料メーカーとの競争の激化等の厳しい環境の中におります。

こうした環境の中、当社としては、単独での生き残りのための方策を検討してまいりましたが、今後、農業の成長産業化に貢献できる競争力のある会社として積極的な事業展開を推進していくためには、当社単独での対応には限界があり、経営統合による事業基盤の抜本的な改善により、競争力の強化及び経営合理化を可及的速やかに実現することが、企業価値の持続的成長及び株主利益の拡大に必須との結論に達しました。そして、合併の相手として、米麦向け化成肥料を得意とする当社にとって、果樹・園芸用有機複合肥料に強みを有する片倉が最善であると判断し、本合併を行うことを決断いたしました。

# 本合併によるメリット

合併後の新会社においては、当社及び片倉のそれぞれの強みを生かした、製品開発力・原材料調達力・生産力を強化し、農業の成長産業化に貢献できるような競争力のある会社として、積極的な事業展開を推進してまいります。

また、本合併により、双方の販売拠点と取扱品目の拡大を通じて、顧客である生産者様への対応力を強化することが可能となると考えております。さらに、原材料の調達面においても合併後の新会社におけるスケールメリットの享受、管理部門における重複機能の排除、生産品目の精査・見直しによる合理化などにより経営の効率を高め、生産コストの引下げを実現させたいと考えております。今後、当社と片倉は、合併委員会(仮称)を設置し、本合併の詳細を詰めるプロセスに進むとともに、公正取引委員会に対する事前届出並びに、本年6月下旬に開催予定の片倉の定時株主総会及び同月下旬に開催予定の当社の定時株主総会において本合併に係る合併契約の承認が得られることを相互に条件として、本合併を実施する予定です。

(3) 本合併の方法、本合併に係る割当ての内容その他の本合併契約の内容

本合併の方法

吸収合併の方式により実施いたします。本合併は、対等の精神に基づき実施されますが、本合併手続上、 片倉を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社といたします。

### 本合併に係る割当ての内容

	片倉 (吸収合併存続会社)	当社 (吸収合併消滅会社)	
本合併に係る割当ての内容 (合併比率)	1	0.275	

(注) 1 本合併により交付する片倉の株式数:24,534,815株(予定)

なお、本合併により交付する株式数は、当社の自己株式数の変動等により、今後修正される可能性があります。

なお、本合併により交付する片倉の株式数は、当社が予定しております第三者割当(以下「本第三者割当増資」といいます。)及び片倉が予定しております第三者割当(以下「片倉第三者割当増資」といいます。)による新株式発行による影響を反映しております。本第三者割当増資及び片倉第三者割当増資の詳細につきましては、平成27年2月17日付で当社及び片倉が別途提出する予定の各有価証券届出書をご参照下さい。

- (注) 2 合併期日前日の最終の時における当社の各株主様に対しては、その有する当社株式1株に対し、片倉の株式 0.275株が片倉から割当交付されることとなります。ただし、当社が保有する自己株式(平成26年12月31日 現在:32,489株)については、本合併による株式の割当ては行われません。
- (注)3 本合併に伴い、片倉の単元未満株式(1,000株未満の株式)を所有することとなる株主様においては、当該単元未満株式について、その株式数に応じて本合併の効力発生日以降の日を基準日とする配当金を受領する権利はありますが、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。片倉の単元未満株式を所有することとなる株主の皆様は、単元未満株式に係る以下の制度をご利用いただくことができます。

単元未満株式の買増制度(1,000株への株式の買増し)

会社法第194条第1項及び片倉の定款の規定に基づき、株主の皆様が所有することとなる片倉の単元未満株式の数と併せて単元株式数(1,000株)となる数の株式を売り渡すよう、片倉に対して請求することができる制度です。

単元未満株式の買取制度(1,000株未満の株式の売却)

会社法第192条第1項の規定に基づき、株主の皆様が所有することとなる片倉の単元未満株式を買い取るよう、片倉に対して請求することができる制度です。

(注)4 本合併に伴い、片倉の株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなる当社株主の皆様に対しては、会社法第234条その他関係法令の定めに従い、片倉が1株に満たない端数部分に応じた金額を現金でお支払することとなります。

その他の本合併契約の内容

合併契約を平成27年3月下旬に締結し、合併期日(効力発生日)は同年10月1日を予定しております。

(4) 本合併に係る割当ての内容の算定根拠

割当ての内容の根拠及び理由

当社は、後記「 算定に関する事項」に記載するとおり、第三者算定機関に対し、本合併の合併比率の 算定を依頼し、当該第三者算定機関による算定結果を参考にしております。上記合併比率は、後記「

算定の概要」における市場株価法のレンジ外であり、将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより株式価値を算出するディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)のレンジ内で市場株価法による算定結果に近い数値となっております。これは、当社及び片倉が予定しております第三者割当による新株式の発行が、本合併より前に実施される予定であり、当該影響について反映可能で、かつ両社の財務の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案して算定することができることから、両社の将来収益に基づき、DCF法による評価レンジをベースとしております。他方、市場株価法は、第三者割当による新株式発行の影響を反映できないものの、株式市場における実際の株価を参照する方法であり客観的な市場株価であることから市場株価法による評価レンジについても考慮しております。

更に、片倉との間で、それぞれが相手方に対して実施したデューディリジェンスの結果等を踏まえ、両社の財務状況、資産状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、合併比率について慎重に交渉・協議を重ねました。

そして、最終的に、上記「(3) 本合併に係る割当ての内容」に記載の合併比率が妥当であるとの判断に至り、合意に至りました。

なお、本合併比率は、算定の基礎となる諸条件について重大な変更が生じた場合には、両社間の協議により変更されることがあります。

### 算定に関する事項

## i 算定機関の名称並びに当社及び片倉との関係

当社及び片倉は、本合併の合併比率の算定にあたって公正性・妥当性を確保するため、それぞれが独立した第三者算定機関に合併比率の算定を依頼し、それぞれ合併比率算定書を受領いたしました。

当社は、第三者算定機関として、税理士法人平成会計社(以下「平成会計社」といいます。)を起用し、片倉は、第三者算定機関としてデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー株式会社(以下「デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー」といいます。)を起用いたしました。

当社の第三者算定機関である平成会計社、片倉の第三者算定機関であるデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリーは、それぞれ当社及び片倉の関連当事者には該当せず、本合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

### 算定の概要

平成会計社は、合併比率の算定について、本第三者割当増資及び片倉第三者割当増資の影響を反映できないものの、両社の株式が株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)に上場しており、客観的な市場株価が存在することから、市場株価法による算定を行うとともに、両社について将来の事業活動の状況並びに本第三者割当増資及び片倉第三者割当増資の影響を評価に反映することができることから、DCF法による算定を行っております。平成会計社が上記各手法に基づき算定した、片倉の株式1株当たり株式価値を1とした場合の各手法の算定レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	合併比率の採用レンジ	
市場株価法	0.386 ~ 0.411	
DCF法	0.136 ~ 0.291	

# ア 市場株価法

算定報告書作成日の前日である平成27年2月16日を算定基準日として、東京証券取引所第一部における当社及び片倉の普通株式の算定基準日における終値及び出来高加重平均価格(以下「VWAP」といいます。)、並びに算定基準日から遡ること1週間、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値単純平均株価及びVWAPを基に、当社及び片倉の普通株式の価値を算定しております。

なお、市場株価法は、過去の市場株価に基づいて合併比率を客観的に算定する手法であるため、将来 実施される本第三者割当増資及び片倉第三者割当増資による新株式発行の影響は考慮されておりませ ん。

# イ DCF法

DCF法では、両社から入手した今後の設備投資等を織り込んだ事業計画をもとに、平成26年6月末日を基準日として、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を踏まえて試算した将来の財務予測に基づき、両社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて、両社の企業価値や株式価値を分析しております。また、両社の事業計画には本合併による影響は考慮されておりません。

なお、DCF法の算定においては、本合併が本第三者割当増資及び片倉第三者割当増資を実行した後に実施されるものであるため、企業価値の増加要因として本第三者割当増資及び片倉第三者割当増資による新株式発行の影響が反映されております。

他方、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリーは、DCF法及び市場株価法による算定を行いました。DCF法は、両社について事業計画の入手が可能であり、両社が予定しております本第三者割当増資及び片倉第三者割当増資の影響及び将来の事業活動の状況を評価に反映するため採用いたしました。市場株価法は、本第三者割当増資及び片倉第三者割当増資による新株式発行による影響を反映できないものの、両社株式が金融商品取引所に上場しており、それぞれについて客観的な市場株価が存在していることから採用いたしました。各手法における算定結果は以下の通りです。なお、下記の合併比率の評価レンジは、片倉の株式1株当たりの株式価値を1とした場合の当社の1株当たりの株式価値の評価レンジを記載したものです。

採用手法	合併比率の採用レンジ	
市場株価法	0.39 ~ 0.41	
DCF法	0.20~0.30	

市場株価法については、平成27年2月16日を算定基準日として、算定基準日の株価、算定基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値平均株価を採用いたしました。

なお、当社及び片倉が予定しております、本第三者割当増資及び片倉第三者割当増資による新株式発行による影響について、DCF法においては、両社の第三者割当増資の払込期日が本合併の効力発生日前であることから、第三者割当による新株式発行による影響(ネットデット及び発行済株式総数に与える影響)を反映しております。市場株価法は株式市場における実際の株価を参照する方法であることから当該影響を反映しておりません。

本第三者割当増資及び片倉第三者割当増資についての詳細は、平成27年2月17日付で当社及び片倉が別途提出する有価証券届出書をご参照下さい。

なお、当社及び片倉が各第三者算定機関に対して提出したDCF法による算定の基礎となる将来の利益計画においては、対前事業年度比較において大幅な増益となる事業年度が含まれています。当社については、平成28年3月期に対前事業年度において約120%の増益、平成29年3月期に対前事業年度において約30%の増益が見込まれています。これは、平成27年3月期において、消費税増税に伴う前倒し需要の反動により減益となっておりますが、平成28年3月期につきましては、当該影響が解消することによる増益及び平成27年3月期より販売を開始した土壌改良資材の販売拡大を要因とする増益を見込んでいるためです。また、平成29年3月期については、土壌改良資材のさらなる拡販、要員減や請負作業の内製化など生産体制の効率化を図り、原価率が改善され増益を見込んでいるためです。また、片倉については、平成28年3月期に対前事業年度において30%をやや上回る増益が見込まれています。これは平成27年3月期に消費税増税による前倒し需要の反動による減益、平成28年3月期については当該影響が解消することによる増益を見込んでいるためです。

### 上場廃止となる見込み及びその事由

# i 上場廃止となる見込み及びその事由

本合併は、当社の普通株式の上場廃止を直接の目的とするものではありませんが、片倉を存続会社とする本合併を行うことにより、当社の普通株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、平成27年9月28日を目途に上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社の普通株式を東京証券取引所において取引することができなくなります。

### 上場廃止を目的とする理由及び代替措置の検討状況

現在、当社の普通株式を3,637株未満保有し、本合併に伴い片倉の単元未満株式(1,000株未満の株式)を所有することとなる当社株主の皆様においては、取引市場においてそれを売却することはできませんが、1単元以上の株式について引き続き東京証券取引所において取引が可能であり、株式の流動性を確保できるものと考えております。本合併により、片倉の単元未満株式を所有することとなる株主様においては、東京証券取引所において単元未満株式を売却することができませんが、単元未満株式の買増請求制度、買取請求制度を利用いただくことが可能です。かかる取扱いの詳細につきましては、上記「(3)本合併に係る割当ての内容」(注)3をご参照ください。

なお、当社株主の皆様は、最終売買日である平成27年9月25日(予定)までは、東京証券取引所において、その所有する当社普通株式を従来どおり取引することができます。

### 公正性を担保するための措置

- i 当社は、本合併の公正性を担保するため、以下の措置を講じております。
  - ア 独立した第三者算定機関からの合併比率算定書の取得

当社は、本合併における合併比率の公正性を担保するため、上記「 算定機関の名称並びに当社及び片倉との関係」に記載のとおり、第三者算定機関である平成会計社から本合併に係る合併比率算定書の提出を受けました。当社は、第三者算定機関である平成会計社の分析及び意見を参考として、片倉との交渉・協議を行い、上記「(3) 本合併に係る割当ての内容」に記載した合併比率により本合併を行うことを平成27年2月17日付の取締役会で決議いたしました。なお、当社は、第三者算定機関から、本合併比率が財務的見地から妥当である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)の取得はしておりません。

## イ 独立した法律事務所からの助言

当社は、当社の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、当社及び片倉から独立したリーガル・アドバイザーである奥野総合法律事務所・外国法共同事業から、当社の取締役会の意思決定の方法、過程及びその他本合併に係る手続に関する法的助言を受けております。

一方、片倉は、本合併の公正性を担保するため、以下の措置を講じております。

ア 独立した第三者算定機関からの合併比率算定書の取得

片倉は、本合併における合併比率の公正性を担保するため、上記「 算定機関の名称並びに当社及び片倉との関係」に記載のとおり、第三者算定機関であるデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリーから本合併に係る合併比率算定書の提出を受けました。片倉は、第三者算定機関であるデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリーの分析及び意見を参考として、当社との交渉・協議を行い、上記「(3) 本合併に係る割当ての内容」に記載した合併比率により本合併を行うことを平成27年2月17日付の取締役会で決議いたしました。なお、片倉は、第三者算定機関から、本合併比率が財務的見地から妥当である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)の取得はしておりません。

### イ 独立した法律事務所からの助言

片倉は、片倉の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、片倉及び当社から独立したリーガル・アドバイザーである佐藤総合法律事務所から、片倉の取締役会の意思決定の方法、過程及びその他本合併に係る手続に関する法的助言を受けております。

### 利益相反を回避するための措置

当社において本合併に関して当社取締役会決議を行う際に利益相反の関係を有する取締役はおりませんでしたので、特段の利益相反を回避するための措置は講じておりません。

- (5) 本合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容
  - ・商号 片倉コープアグリ株式会社

(英文名:Katakura & Co-op Agri Corporation)

(平成27年10月1日 商号変更予定)

- ・本店の所在地 東京都千代田区(予定)
- ・代表者の氏名 代表取締役会長 小池 一平(現・当社 取締役社長)(予定) 代表取締役社長 野村 豊(現・片倉 代表取締役社長)(予定)
- ・資本金の額 現時点では確定しておりません。
- ・純資産の額 現時点では確定しておりません。
- ・総資産の額 現時点では確定しておりません。
- ・事業の内容・肥料事業
  - ・飼料事業
  - ・化成品事業
  - ・不動産事業
  - ・化粧品事業
  - ・その他事業

なお、上記の他、本合併に必要な事項は片倉と別途協議のうえ決定し、必要の都度、臨時報告書の訂正報告書を提出いたします。

# 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度	自	平成25年4月1日	平成26年 6 月27日
	(第103期)	至	平成26年3月31日	関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第104期第3四半期)	-	平成26年10月 1 日 平成26年12月31日	平成27年2月9日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

EDINET提出書類 コープケミカル株式会社(E00750) 有価証券届出書(組込方式)

第五部【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

# 第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】 該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年6月26日

コープケミカル株式会社

取締役会 御中

# 監査法人 大手門会計事務所

指定社員 公認会計士 武 川 博 一 業務執行社員

指定社員

公認会計士 根 本 芳 男

業務執行社員

## <財務諸表監查>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられて いるコープケミカル株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

## 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に 表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために 経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

# 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明するこ とにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準 は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定 し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当 監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用され る。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価 の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制 を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価 も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、コー プケミカル株式会社及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営 成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、コープケミカル株式会社の平成26年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、コープケミカル株式会社が平成26年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

平成26年6月26日

コープケミカル株式会社 取締役会 御中

# 監查法人 大手門会計事務所

指定社員

武川 博 公認会計士

業務執行社員

指定社員

根本 芳 男 公認会計士

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状 況」に掲げられているコープケミカル株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第103 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方 針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

# 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

# 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見 を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠 して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合 理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監 査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に 基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するための ものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案する ために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用 した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸 表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

# 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準 拠して、コープケミカル株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年 度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はな ١١°

> 以 上

- 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途 保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年2月9日

コープケミカル株式会社 取締役会 御中

# 監查法人 大手門会計事務所

指定社員 公認会計士 武 川 博 一 印 業務執行社員

指定社員 公認会計士 根 本 芳 男 印 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているコープケミカル株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成26年10月1日から平成26年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する 結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠し て四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、コープケミカル株式会社及び連結子会社の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

# 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。